

令和8年度わかやまジェンダー平等推進アワード応募要領

一人一人がジェンダーによる属性に縛られることなく、誰もが居場所と出番のある社会へと和歌山県全体で推進するためには、企業、団体及び個人（以下、企業等とする）がジェンダー平等の重要性を理解し、積極的に取組を進めることが必要です。

このため、県内における機運醸成を図るべく、他の模範となるジェンダー平等推進の取組を表彰し、県民に広く共有する「わかやまジェンダー平等推進アワード」を実施しています。令和8年度の候補者を、下記のとおり募集します。

1 応募対象

「2 対象となる取組」に定める取組について、顕著な功績を上げた企業、団体又はジェンダー平等推進に係る取組を先導、支援した個人も応募の対象とします。

なお、個人を応募対象とする場合は、企業等の推薦によるものとします。

2 対象となる取組

女性活躍を含むジェンダー平等を推進するために『性別による決めつけをやめる』『性の在り方や違いを認め、互いに支え合う』『小さなことから変えていく』のいずれかの要素を含む取組や挑戦。

（取組例）

①職場環境や制度

短時間勤務や在宅勤務など柔軟な働き方を取り入れながら、性別に関わらず管理職への昇進を可能にする取組

②意識や文化

ジェンダー平等に関する社内研修やガイドラインの策定など、組織全体の意識改革につながる取組

③日常の小さな一歩

男女別を前提とした設備や社内慣習を見直すなど、身近なところから変化を生む取組

④サービスや商品

性別を問わず利用できる商品サービスの開発や、多様性に配慮した既存サービスの見直し

※ 取組例はあくまで参考です。上記以外の取組も広く対象となります。

※ 小さな取組でも、それをきっかけに変化が広がったストーリーがある取組は歓迎します。

3 表彰までの流れ

（1）募集

わかやまジェンダー平等プロジェクト登録企業等に対し、募集を行います。（自薦他薦は問いません）

（2）選考

書面審査を中心に行います。なお、ヒアリングを実施する場合があります。

<審査の視点> 次の5つの視点により審査を実施します。

①先進性 — その取組は、他にはない新しいアプローチかどうか。

- ②意識改革 — 組織内の意識・文化・制度は変化したか。／
地域の人々の意識や行動は変化したか。
- ③取組の成果 — 数字や取組実績で示せる変化があるか。
- ④波及効果 — この取組は、他の企業団体や地域社会への広がりが期待できるものか。
- ⑤その他特筆すべき点 — 特に強調したい点はあるか。

(3) 受賞者決定

応募があった企業等及び企業等から推薦のあった個人の中から合計2件程度決定します。被表彰者には、10月頃までに和歌山県からご連絡します。

(4) 表彰

表彰状及び楯を授与して表彰します。なお、表彰式は11月頃を予定しています。

4 応募・推薦方法等

(1) 応募締切：令和8年8月7日（金）まで（必着）

(2) 提出書類

【企業等】

- ・わかやまジェンダー平等推進アワード応募申込書（企業・団体用）（様式1）
応募する取組の内容が分かる書面やパンフレットを添付してください。

【個人】

- ・わかやまジェンダー平等推進アワード推薦書（個人用）（様式2）
受賞候補の方が関わった取組や実績について、概要が分かる書面やパンフレットを添付してください。

(3) 提出方法

「5 お問い合わせ先」までメールにて提出してください。

- ※ 件名に「わかやまジェンダー平等推進アワード応募」の文言を入れてください。
- ※ 郵送での提出は受け付けておりませんので、参考資料等もメールにてご提出ください。
- ※ 提出後2日以内（土日祝除く）に和歌山県から受信確認メールを送付します。

5 お問い合わせ先

和歌山県多様な生き方支援課

メールアドレス：e1105001@pref.wakayama.lg.jp

電話番号：073-441-2510（直通）

6 その他

- (1) 県ホームページや、各種広報により、広く発信します。
- (2) 審査内容の詳細、審査結果等に対する異議申し立てについては一切お受けできません。
- (3) 提出いただいた書類等は、返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
- (4) 提出いただいた書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」を遵守します。